31年度 公文書開示 (7月決定分)

					Э	定	区分			(1	根拠	見定) 🖠	条例	7条	<u>.</u>		
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開新	- _		存不	1 号		3号						非開示理由等	所管局部課等
1	R1. 6. 3	R1. 7. 1	敷地の譲受希望価額及び資金計画書	*	1						1							都市整備局市 街地整備部再 開発課
2	R1. 6. 18	R1. 7. 2	築地再開発をめぐる国への説明資料、国からの意見照会、都の 説明文書、資料。				1										_	都市づくり政 策部土地利用 計画課
3	R1. 6. 18	R1. 7. 2	(1) 平成30年3月30日付29二整管第889号「平成29年度不納 欠損について(長期分納)」 (2) 平成31年3月27日付30二整管第972号「平成30年度不納 欠損について(その1)(長期分納)」 (3) 平成31年3月27日付30二整管第973号「平成30年度不納 欠損について(その2)(長期分納)」	11	1					1	1							第二市街地整 備事務所管理 課
4	R1. 6. 26	R1. 7. 4	東京都昭島市〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書 許可に係る道に関する協定書及び道に関する協定承諾書(東京 都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1												_	都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第一課
5	R1. 7. 2	R1. 7. 5	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和元年6月19日から令和元年7月1日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1												_	都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第一課
6	R1. 7. 1	R1. 7. 8	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和元年6月30日現在)	*	1												_	都市整備局市 街地建築部建 設業課
7	R1. 7. 2	R1. 7. 8	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和元年7月2日現在)	*	1												_	都市整備局市 街地建築部建 設業課
8	R1. 7. 3	R1. 7. 9	建築計画概要書(〇都市建指建第〇〇号)	6	1							1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 築指導課

						決分	区区	分			((根拠	規	定)	条	例 7	条			
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7 号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
9	R1. 6. 13	R1. 7. 10	敷地の譲受希望価額及び資金計画書	*		1						1						く街((棟棟く(築費をあお	(7条3号)敷地の譲受希望価額・㎡単価(5-4街区を除る。)、一般分譲収入(5-4街区、5-5街区板状棟、5-6 好区板状棟を除く。)、賃貸住宅等売却収入、店舗部分売却収入(5-4街区を除く。)、環境対策補助金(資金計画見込額)(5-4・5-5・5-6街区、5-4街区、5-6街区超版状層、5-6街区超過度を除く。)、用地費(敷地譲受価格)(5-4街区を除る。)、理算性能・エネルギー関係者、事費(5-4街区を除く。)、環境性能・エネルギー関係者、事費は、公司の保護を除く。)、環境性能・エネルギー関係者、事費は、公司の保護を除く。)の保有する販売との情報では、特定建築者(応募者)の保有する販売上の情報では、ノウハウを公にすることにより、今後の工事発注であり、ノウハウを公にするにより、今後の工事発注の地位がある大きにより、特定建築者(応募者)の事業活動上の地位がより、大きにより、特定建築者(応募者)の事業活動との地位がより、大きによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	都市整備局市街地整備部再開発課
10	R1. 6. 13	R1. 7. 10	敷地の譲受希望価額及び資金計画書	*		1						1						く街((棟棟く(築費をあお	(7条3号)敷地の譲受希望価額・㎡単価(5-4街区を除る。)、一般分譲収入(5-4街区、5-5街区板状棟、5-6所区板状棟を除く。)、賃貸住宅等売却収入、店舗部分売却収入(5-4街区を除く。)、環境対策補助金(資金計画見込額)(5-4・5-5 付区を保入、5-6街区、5-6街区、5-6街区、5-6街区、5-6街区区超高度を除く。)、用地費(敷地譲受価格)(5-4街区を除た。)、理算性能・エネルギー支払計・工事監理費を除く。)、環境性能・エネルギー支払会別、事費、の、2-4街区を除て、2-4街区を除て、2-4街区を除て、3-4街区を除て、3-4街区を除て、4-4街区を除て、3-4街区を除て、3-4街区を除て、3-4街区を除る。)の保有する販売上の情報により、4-2、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	都市整備局市街地整備部再開発課
11	R1. 6. 30	R1. 7. 11	次の公文書。ただし、議第1811号「東京都市計画高速鉄道の変 更及び追加について」に関する部分に限る(東京都情報公開条 例第7条第2号に該当する非開示情報を除く。)。 ・昭和39年11月24日第136回東京都市計画地方審議会議事録 ・昭和39年11月24日第136回東京都市計画地方審議会議案綴	*	1														_	都市整備局都 市づくり政策 部都市計画課
12	R1. 6. 13	R1. 7. 11	晴海選手村について、マンション分譲価格について、東京都と 特定建築者が協議した文書、面会記録。					1										を 定 格	情海五丁目西地区第一種市街地再開発事業では、特定建築者制度 活用しており、都市再開発法の規定に基づき、特定建築者が特 産施設建築物を取得し、処分する。このため、マンション分譲価 経について、東京都は特定建築者と協議しておらず、当該公文書 は存在しない。	街地整備部再

						決	定区	分			(根拠	規定	È)	条	例 7	条		
月雪玛哥哥	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4 号	5 号	6号	7号	8 9 号	非開示理由等	所管局部課等
1	R1. 5. 16	R1. 7. 11	(仮称)〇〇住宅(図面番号1から46までの図面。議案書、 庁内における協議の内容に係る文書及び公聴会議事録(平成〇年〇月〇日開催)を除く。)	*		1					1	1	1					(7条2号)法人の従業員の氏名は、特定の個人を識別することができるため (7条2号・3号)電話番号が個人のものである場合には、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることはできないがあることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるよ人ができるものである場合には、当該法人のものである場合には、当該法人のものである場合には、当該法人のものである場合には、当該法人のものであるとにより、は一定の者に対してのみ明らかにしより、当該法人にはの事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められており、は一定の事が等に支障を及ぼすおそれがあるため、(7条4号) 印影を公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため、(7条4号) 共同住宅の建物への状況が記載されており、これらを公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 築指導課
1	R1. 5. 21	R1. 7. 11	市街地建築部建築指導課が保有する〇〇に係る次の文書 (1)総合設計許可申請図書一式(図面番号1-1から10-14まで (2)建築計画概要書(〇都市建指建第〇〇号) (3)建築基準法第12条5項の規定による報告書(総合設計許可申請の変更) (4)建築基準法第12条5項の規定による報告書(総合設計許可申請の変更 第2回) (5)総合設計 各課協議の内容 (6)公聴会議事録(平成〇年〇月〇日開催)	*		1					1	1	1					(7条2号)法人の従業員の氏名は、特定の個人を識別することができるため (7条2号・3号)電話番号が個人のものである場合にはあることできるものでする情報で特定の個人を識別することされがあるものですることにあることにできないが、公にでするものでするとないがあるものでするより、なお個人の権利利益を害る場合には、当該法人があるものである場合により、おり、なお側のである場合には、当該法人のものがあるとにより、はなわれると認められてより、当該法人にはるのの人の人には、当時であり、第三はの人の他社会的な地位が損なわれると認められると認めている。第三はの人の人には、第二の人の人には、第二の人の人には、第二の人の人には、第二の人の人には、第二の、第二の、第二の、第二の、第二の、第二の、第二の、第二の、第二の、第二の	都市整備局市街建築部建築指導課
1	R1. 7. 8	R1. 7. 12	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成27年8月20日許可)	39		1							1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 設業課
1	R1. 7. 9	R1. 7. 12	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成29年8月4日許可)	45		1							1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 設業課
1	7 R1. 7. 11	R1. 7. 12	建築計画概要書 ・建築済証番号 〇〇 ・建築主 〇〇 ・地名地番 〇〇〇〇	2	1													_	都市整備局市 街地建築部建 築指導課

						決定	'区	分		((根拠	処規	定)	条任	列 7	7条			
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開:	一部開示	非常		存否応答拒否	2号号	3号号	4号	5 号	6号	7 号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
18	R1. 7. 8	R1. 7. 16	(1)第310回東京都開発審査会議事録 (議案番号第1814号に係る部分) (2)第311回東京都開発審査会議事録 (3)第313回東京都開発審査会議事録 (議案番号第1818号に係る部分) (4)第318回東京都開発審査会議事録	29	1													_	都市整備局市 街地整備部管 理課
19	R1. 7. 9	R1. 7. 17	平成5年2月4日付4都市地土第408号「東京都市計画地域冷暖房施設の変更に伴う縦覧図書の送付について」(告示文、計画書、総括図及び計画図を含む。)	*	1													_	都市整備局都 市づくり政策 部都市計画課
20	R1. 7. 11	R1. 7. 17	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和元年5月1日から6月30日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	7	1														都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第三課
21	R1. 6. 13	R1. 7. 18	晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業(5-4街区・5-5街区・5-6街区)の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に 関する確認書	*		1					1	1						(7条3号)販売経費率は、特定建築者(応募者)の保有する販売上の情報であり、ノウハウを公にすることにより、今後の工事発注や分譲における支障となり、特定建築者(応募者)の事業活動上の地位が損なわれるため (7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市 街地整備部再 開発課
22	R1. 6. 20	R1. 7. 18	敷地の譲受希望価額及び資金計画書	*		1					1							(7条3号)敷地の譲受希望価額・㎡単価(5-4街区を除く。)、一般分譲収入(5-4街区、5-5街区板状棟、5-6街区板状棟を除く。)、賃貸住宅等売却収入、店舗部分売却収入(5-4街区を除く。)、環境対策補助金(資金計画見込額)(5-4・5-5・5-6街区、5-4街区、5-6街区板状棟、5-6街区超高層棟、5-6街区板状棟、5-6街区超高層棟を除く。)、用地費(敷地譲受価格)(5-4街区を除く。)、環境性能・エネルギー関係費、「5-4街区を除く。)、環境性能・エネルギー関係費、「5-4街区を除く。)、環境性能・エネルギー関係費、「5-4街区を除く。)、環境性能・エネルギー関係費、「5-4街区を除く。)、環境性能・エネルギー関係費、「5-4街区を除く。)、最近で表別で表別で表別で表別で表別である。)は、特定建築者(応募者)の保有する販売上の情報であり、「5-4街区を除く。)の保有する販売上の情報であり、「5-4街区を除く。)の保有する販売上の情報であり、「5-4街区を除く。」の「大方で、5-4街区を除く。」の「大方で、5-4街区を除く。」は、特定建築者(応募者)の保有する販売上の情報にあり、「方により、特定建築者(応募者)の事業活動上の地位がよりにより、特定建築者(応募者)の事業活動上の地位がよりによりによりにより、「10円では、10	都市整備局市街地整備部再開発課
23	R1. 7. 5	R1. 7. 18	調査報告書(平成28年2月23日付研本コ第20475号)	*		1				1	1	1						(7条2号)不動産鑑定士の直筆署名及び印影は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものに該当するため(7条3号)不動産鑑定会社が独自に収集した取引事例等の情報は、不動産鑑定会社が独自に収集・加工した情報が含まれており、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため(7条4号)不動産鑑定士の直筆署名、印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市 街地整備部再 開発課

				ž	央定[区分	}		(:	根拠	規定	主)	条例	列フミ	文 术		
月 整 請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開語	非開示	不存在	存否応答据否	5 1 号	2号	3号	4 号	5 号	6号	7 号 5	8 9 号	非開示理由等	所管局部課等
24 R1. 7. 16	R1. 7. 18	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和元年7月2日から令和元年7月15日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	1	1												_	都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第一課
25 R1. 6. 30		〇〇HP資料室:被告国証拠: 乙7の2第136回S39.11.24東京都市計画地方審議会議事録(抜粋)の都詳細議事録・資料。3・4・6・8ページの9号線の追加の問題・平面を複々線高架化・小田急線の喜多見〜代々木八幡を高架化・9号線の中道路の地下に計画変更決定で、国と都と世田谷区・渋谷区の協議書。ただし、第136回S39.11.24東京都市計画地方審議会議事録(抜粋)の都詳細議事録・資料について、議題1811号東京都市計画高速鉄道の変更及び追加についてに関する部分に限る。(第19議題1811号に関する部分以外を除く。)また、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する情報を除く。	1			1										当該協議文書は、旧都市計画法に位置付けがないため、作成してない。また、法に基づかない協議文書も、事務の遂行上必要な期間が終了したものとして、保存期間の満了により廃棄している。このため、開示請求に係る公文書について、実施機関では既に廃棄しており、現在は存在しない。	都市整備局都市基盤部交通企画課
26 R1. 7. 10	R1. 7. 22	東京都市計画河川神田川計画図(住所:東京都新宿区〇〇)	1	1												_	都市整備局 都市基盤部 調整課
27 R1. 7. 18	R1. 7. 22	次の公文書。ただし、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する非開示情報を除く。 ① 昭和21年3月28日第44回都市計画東京地方委員会議事速記録 ただし、補助26号線及び補助54号線に関する部分に限る。 ② 昭和39年1月10日第130回東京都市計画地方審議会議事録(1) ④ 昭和39年1月10日第130回東京都市計画地方審議会議事録(2) ⑤ 昭和39年6月9日第133回東京都市計画地方審議会議事録(2) ⑤ 昭和39年6月9日第135回東京都市計画地方審議会議事録(2) ⑤ 昭和39年6月9日第135回東京都市計画地方審議会議事録ただし、②から⑥までは、環状7号線及び環状8号線に関する部分に限る。	*	1													都市整備局都 市づくり政策 部都市計画課
28 R1. 7. 17	R1. 7. 22	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書のうち別紙8(第37期)	1		1						1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 設業課

								決定	区分	分		(根:	拠規	(定)	条	例	7 条		
月盡到者長	請年	求月日	決 5 年月I	定日	公文書の件名	総枚数	開示		非る者	7	存否心答拒否						8号	非開示理由等	所管局部課等
2	9 R1.	. 7. 19	R1. 7.		東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書(平成27年8月5日許可)のうち 様式第一号・役員等の一覧表・専任技術者一覧表 ・決算変更届出書一式(第41期) ・変更届出書各一式(平成28年10月21日・平成30年9月20日受 付)	43		1					1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 設業課
3	0 R1.	7. 12	R1. 7.	22	国立市〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に 関する協定図、道に関する協定承諾書(東京都情報公開条例第 7条に規定する非開示情報を除く。)	3	1											_	都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第一課
3	1 R1.	7. 16	R1. 7.	22	狛江市〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に 係る様式3、道に関する協定書及び道に関する協定承諾書(東 京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	4	1											_	都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第一課
3	2 R	1. 7. 18	R1. 7.	22	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事 に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定によ る届出のうち解体工事に係る台帳(令和元年6月20日から令和 元年7月17日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定 する非開示情報を除く。)	3	1												都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第二課
3	3 R	1. 7. 18	R1. 7.	20	東久留米市〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可(H25-2)に係る道に関する協定書、道に関する協定承諾書及び協定図(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	4	1												都市整備局多 摩建 整 指 導 等 第二課

					j	決定	包含	分			(村	見拠:	規定	<u>'</u>)	条例	17多	之 木		
月整理番号		決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開計	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号.	2号.	3号.	4 号	5号	6号	7 { 号	8 9 号	非開示理由等	所管局部課等
34	R1. 7. 10	R1. 7. 24	(1) 「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会幹事会(第17回)」に係る次の書類ア「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会幹事会(第17回)」の開催についてイ出欠表(予定)ウ次第工座席表オ羽田空港機能強化に向けたこれまでの取組と対応方策等カ議事概要(2)「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会幹事会(第18回)」に係る次の書類ア「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会幹事会(第18回)」の開催についてイ出欠表(予定)ウ次第工座席表オ羽田空港機能強化に向けたこれまでの取組と対応方策等カ羽田空港機能強化に対する都及び関係区市の意見の概要(参考)及び別紙(羽田空港の機能強化に対する都及び関係区市の意見)キ議事概要	*	1														都市整備局都市基盤部企画課
35	R1. 6. 5	R1. 7. 24	(仮称)〇〇計画に係る令和元年5月24日から同年6月6日まで縦覧に付していた縦覧図書	*		1					1	1	1					(7条2号)法人の従業員の氏名は、特定の個人を識別することができるため (7条2号・3号)電話番号が個人のものである場合には、個るに関する情報で特定の個人を識別することがいかあるものであることにより、なおお個人の権利利益を害するには、当まである場合には、当までである。であるには、当までである。であるには、当までである。であるには、当までである。であるには、当までである。であるには、当までである。であるには、当までである。であるには、当までである。であるには、当までである。ことには、当までの情報であり、当なわれるとには、またの、またのでは、なわれては、なり、本のは、なり、本のは、なり、本のは、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、	都市整備局市 建築指導課

						決定	'区分	}		(很拠	規定)条	例	7条			
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数			非 不開 存	有不	1号号		3 号			7号号		9号	非開示理由等	所管局部課等
36	R1. 5. 27	R1. 7. 25	(1) 八重洲二丁目北地区市街地再開発組合が都に提出した権利変換計画書で中央区、都、国が権利者として取得する床について書かれた表((一)表)(2) 中央区、都、国が再開発事業で転出するために失う権利関係が書かれた表((二)表)(3) 中央区、都、国が上記に付随する取得床の位置が分かる配置図及び各階平面図(4) 中央区、都、国が管理する予定の公共施設の土地の帰属関係、公共施設の位置などが記載された平面図等権利変換計画書((九)表)	*		1					1	1					(7条3号)権利変換計画書(一表)のうち、建築敷地の部分を与えられることとなる者の宅地(指定宅地を除く。)、借地権若しくとなる者の宅地(指定宅地を除く。)、借地権若しととなる者の借家権の目的となっている建築物に関する事項のうち未登記又は登記対象外の部分、宅地、借地権又は建築物の価額、共用部分の共有持分及び建築施設の部分の価額の概算額、並びに権利変換計画書(二表)のうち、失われる宅地(指定宅地を除く)、建築物又は権利の価額は、市街地再開発組合の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人等の競争上又は「7条4号)施設建築物の各階平面図のうち、地下4階から地下1階の全て、及び1階からPH2階についての建物の形状(外郭線)以外の全ては、公にすることにより、犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため	市街地整備部再開発課
37	R1. 7. 22	R1. 7. 25	東京都狛江市〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書 許可に係る付近現況図、指導協定書、現況図及び誓約書(東京 都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	4	1												_	多摩建築指導 事務所建築指 導第一課
38	R1. 7. 17	R1. 7. 29	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和元年6月30日現在)	*	1												_	都市整備局市 街地建築部建 設業課
39	R1. 7. 23	R1. 7. 29	建設業許可業者名簿(東京都知事許可 令和元年 6 月分)	*	1												_	都市整備局市 街地建築部建 設業課
40	R1. 7. 19	R1. 7. 29	建設業許可審査業務参考資料集 (表紙及び75頁)	2	1												_	都市整備局市 街地建築部建 設業課
41	R1. 7. 23	R1. 7. 29	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成30年1月4日許可)	18		1						1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容 易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 設業課
42	R1. 7. 25	R1. 7. 29	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書(平成29年7月30日許可)のうち様式 第一号 ・決算変更届出書(第44期)のうち工事経歴書(様式第二 号)	2		1						1					(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容 易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 設業課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
- <公文書の枚数>